

八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金 申請の手引き

1. 補助金の概要

燃料価格の高騰が続く中で、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、住宅又は事業所に設置する高効率空調機器の導入、及び既存住宅における高断熱窓への改修、並びに事業所における省エネ診断の受診に要する費用の一部を補助します。

※）この補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

2. 補助金の額

区分	住宅	事業所
①高効率空調機器	補助対象経費の1/2 (上限5万円)	補助対象経費の1/2 (上限25万円)
②窓断熱改修	補助対象経費の1/2 (上限20万円)	—
③省エネ診断	—	補助対象経費の10/10 (上限3万円)

※1) 補助金の額は、千円未満切り捨てです。

※2) 補助対象経費は、補助対象設備の購入及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）となります。

※3) 事業所において、①高効率空調機器を設置する場合、省エネ診断に基づく設備改修等である場合は、40万円が上限となります。

※4) 本補助金の交付は、①高効率空調機器については、1世帯当たり1台又は1事業者当たり1回を限度とし、②窓断熱改修及び③省エネ診断については、1世帯又は1事業者当たり1回を限度とします。

※5) ③省エネ診断については、令和7年4月1日以降に受診したものが補助対象となります。

※6) ①高効率空調機器については、同一の設備に係る導入費用、また、②窓断熱改修については、同一の断熱窓に係る改修費用について、国、県又は他の地方公共団体の補助金との併用はできません。

3. 補助対象者

区分	住宅	事業所
①高効率空調機器	居住する市内の住宅に高効率空調機器を設置する者	事業を営む市内の事業所に高効率空調機器を設置する中小企業者等 ^{※1}
②窓断熱改修	自ら所有し居住する市内の既存住宅の窓を高断熱窓に改修する者	—
③省エネ診断	—	事業を営む市内の事業所の省エネルギー診断を受診する中小企業者等 ^{※1}

※1) 「中小企業者等」には、会社以外の法人であって、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）の規模に準ずるものを含みます。

※2) 市税を滞納していないこと及び暴力団又は暴力団員等でないことが要件となります。

4. 申請の手続き

補助金の申請前に事業計画書の提出が必要となります。（省エネ診断を除く）

- (1) 事業計画書受付期間 令和7年6月2日（月）から9月30日（火）まで
※上記の期間内であっても、提出のあった補助金額の合計が予算の額に達した場合は、受付を停止いたします。（先着順）

(2) 提出方法

補助対象設備の購入及び設置前に、次のいずれかの方法により書類を提出してください。

区分	提出先
窓口持参	場所：八戸市役所別館 1 階会議室 A ゼロカーボン推進補助金受付窓口 受付時間：午前 8 時 15 分から午後 5 時まで（土日・祝日を除く）
郵送で提出	住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 宛先：八戸市環境政策課「ゼロカーボン推進補助金担当」あて
電子メールで提出	メールアドレス：saiene_hojo@city.hachinohe.aomori.jp 宛先：八戸市環境政策課「ゼロカーボン推進補助金担当」あて

※ 1）書類に不備や不足がある場合は、不受理となります。

※ 2）書類の不備や不足により不受理となったことによる損害や、郵送・電子メールの未達等については、八戸市は一切の責任を負いません。

※ 3）郵送については、消印日ではなく八戸市役所に到着した日での受付となります。

※ 4）電子メールについては、午後 5 時より後に受信した場合、翌日での受付となります。

※ 5）申請受付期間内の閉庁日（土日・祝日）に到着した郵便及び受信した電子メールについては、翌開庁日での受付となります。

※ 6）申請受付開始日（6 月 2 日（月））午前 8 時 15 分よりも前に持参した書類は受理できません。郵送や電子メールにて申請受付開始日前に到着した書類も無効となりますのでご注意ください。（申請受付開始日前に、窓口にお越しただいて、書類提出前の事前確認を行うことは可能ですので、その場合はご相談ください。）

※ 7）補助対象設備の購入及び設置に係る施工販売事業者は、申請者からの依頼に基づき、申請手続きを代行することができます。

※ 8）事業計画の承認前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

(3) 提出書類

区分	提出書類
高効率空調機器	①事業計画書（第 1 号様式（その 1）） ②補助対象設備のメーカー名、型式、要件に該当することを確認できる書類 ※カタログの写しや、要件に該当することがわかるホームページ（省エネ型製品情報サイトなど）の写し等 ③補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類 ※明細も表示されている見積書の写し等 ④発行から 3 か月以内の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）の原本 ※納税状況を確認することに同意する場合は不要（申請書の同意欄参照） ⑤申請予定者が所有していない住宅又は事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅又は当該事業所の所有者又は管理者からの同意に関する書類（第 1 号様式（その 1）別紙 1） ※当該住宅の所有者と申請者が同居している場合は不要 当該同意の内容が確認できる書類であれば、別紙 1 以外の様式によるものでも可

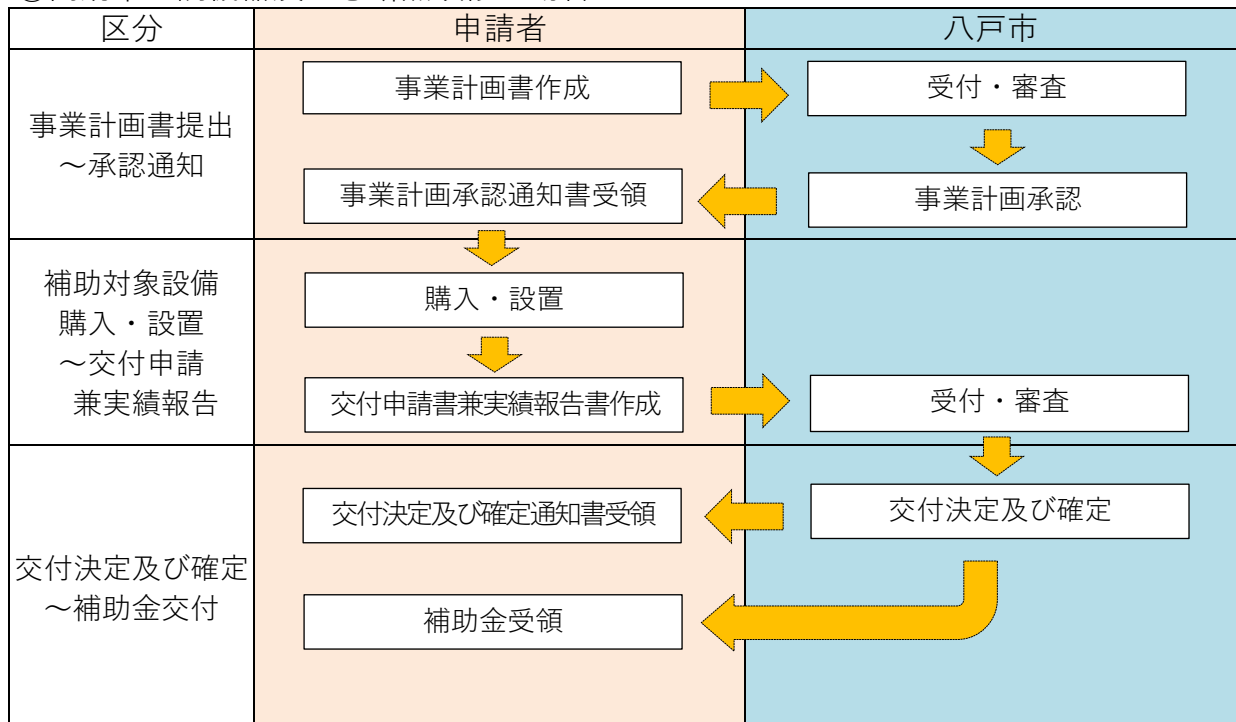
	⑥住宅に補助対象設備を設置する場合は、①から⑤までのほか、申請予定者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の住民票（マイナンバー非表示のもの）の写し。ただし、運転免許証やマイナンバーカード表面などの本人確認ができる公的証明書に記載の住所が住民票上の住所と相違ない場合は、当該公的証明書の写しで可。なお、マイナンバーは見えないように塗りつぶすなど、非表示にしたものを提出すること。 ⑦事業所に補助対象設備を設置する場合は、①から⑤までのほか、次の書類 (ア) 中小企業者等 確認書（第1号様式（その1）別紙2） (イ) 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し等 (ウ) 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※公共料金の明細書の写しや営業証明書の写し等 (エ) 補助金交付申請予定額が25万円を超える場合は、省エネルギー診断結果報告書の写し ※診断日が令和4年4月1日以後のものに限る。
--	---

区分	提出書類
窓 断 熱 改 修	①事業計画書（第1号様式（その2）） ②補助対象設備のメーカー名、型式、要件に該当することを確認できる書類 ※カタログの写しや要件に該当することがわかるホームページ（省エネ型製品情報サイトなど）の写し等 ③補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類 ※明細も表示されている見積書の写し等 ④発行から3か月以内の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）の原本 ※納税状況を確認することに同意する場合は不要（申請書の同意欄参照） ⑤申請予定者が当該住宅の所有者であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の登記事項証明書の写し ⑥申請予定者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の住民票（マイナンバー非表示のもの）の写し。ただし、運転免許証やマイナンバーカード表面などの本人確認ができる公的証明書に記載の住所が住民票上の住所と相違ない場合は、当該公的証明書の写しで可。なお、マイナンバーは見えないように塗りつぶすなど、非表示にしたものを提出すること。 ⑦補助対象設備を設置する位置が分かる住宅の平面図 ※高断熱窓を住宅のどの箇所に設置するのか記載した平面図

区分	提出書類
省エネ診断	※省エネ診断は、事業着手前の事業計画書の提出は必要ありません。省エネ診断を受診後、手続きをお願いします。 ①交付申請書兼実績報告書（第6号様式） ②申請者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※申請者を宛名とした領収書の写し等 ③省エネルギー診断結果報告書の写し ※診断日が令和7年4月1日以後のものに限る ④中小企業者等確認書（別紙1） ⑤申請者が中小企業であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し等 ⑥申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※公共料金の明細書の写し等 ⑦補助金受領口座に記載の情報を確認できる書類 ※通帳の写し等

(4) 事業計画書提出から補助金交付までの流れ

①高効率空調機器及び窓断熱改修の場合



※1) 事業計画承認前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

※2) 交付申請書兼実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から令和7年12月22日までの間になります。

※3) 交付申請書兼実績報告書には、次の書類の添付が必要になります。

(ア)補助対象経費を支払ったことを証する書類及びその支払額の内訳が確認できる書類

※申請書の氏名を宛名とした領収書及び支払額の内訳の記載がある請求書の写し等

(イ)補助対象設備の設置状況を確認できる写真

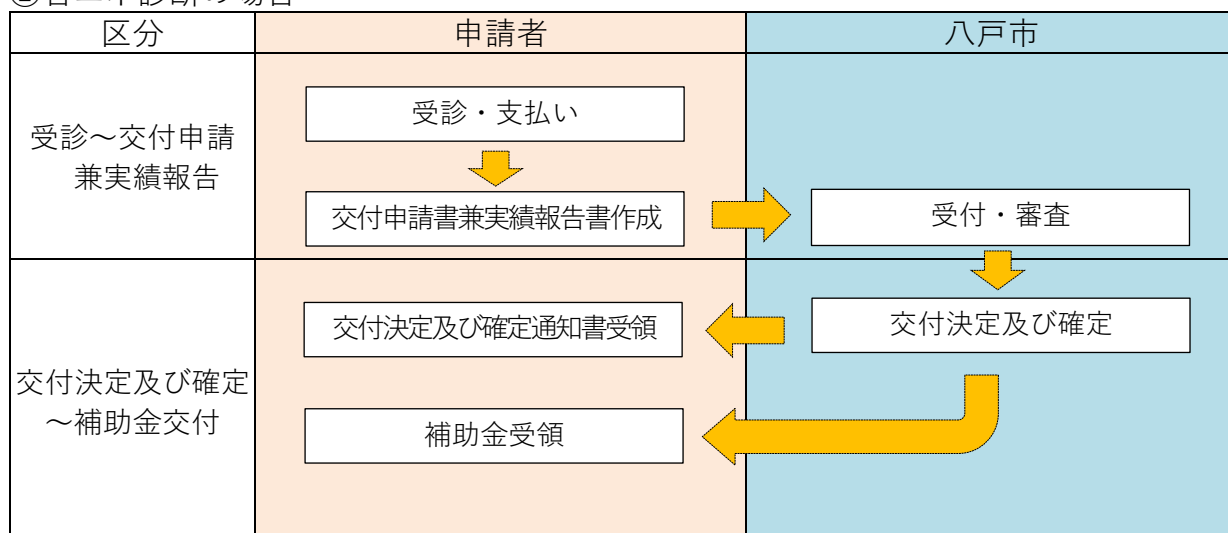
(ウ)設置した補助対象設備のメーカー名、型番を確認できる書類

※保証書や納品書の写し等 ((ア)(イ)の書類で確認できる場合は省略可)

(エ)補助金受領口座に記載の情報を確認できる書類

※通帳の写し等

②省エネ診断の場合



※ 1) 事業計画書の提出は不要です。

※ 2) 交付申請書兼実績報告書の提出期限は、令和 7 年 6 月 2 日（月）から12月22日（月）までの間になります。

※ 3) 先着順となりますので、予算額に達した場合は、申請期間中であっても受付を停止しますのでご注意ください。

5. 補助対象設備の要件

区分	要件
高効率空調機器	(1) 次の製品のいずれかであること。 ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナー イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和 6 年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用のエアコンディショナー ※住宅に設置する場合は、アの製品に限り対象とする。
窓断熱改修	(1) 自ら所有し居住する市内の既存住宅の窓（外気に接している窓であって、高断熱窓でないものをいう。）を改修して設置する高断熱窓であること。 (2) ガラス交換、内窓設置又は外窓交換のいずれかの方法により設置するものであること。 (3) 熱貫流率が $1.90\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であって、先進的窓リノベ2025事業において補助対象製品として登録されている窓であること。
省エネ診断	(1) 事業を営む市内の事業所の設備等に対する省エネルギー診断として受診するものであること。 (2) 次のいずれかに該当する省エネルギー診断であって、当該診断の日が令和 7 年 4 月 1 日以後のものであること。 ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断 ウ 地方公共団体から委託を受けた者が当該受託事業として実施する省エネルギー診断

※各種法令等に遵守した設備でないもの、商用化された設備でなく導入実績がないもの、中古設備であるもの又はリースにより設置するものは、補助対象外です。

6. その他の留意事項

- (1) 提出書類について、市が写しを用意してお渡しすることはできませんので、提出前に必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 住宅に居住していることを確認できる書類については、発行から3ヶ月以内の住民票（マイナンバー非表示のもの）の写しを提出してください。ただし、運転免許証やマイナンバーカードなどの住所が住民票上の住所と相違ない場合は、当該公的証明書の写しで可。なお、マイナンバーは、油性マジック等で塗りつぶした上でコピーするなどマスキングをしたものを提出してください。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたり、補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 補助金で設置した設備は、法定耐用年数を経過するまでの間、自由に撤去、廃棄、譲渡などの処分をすることができません。
- (5) 補助事業完了後、本補助金により導入した設備に関する調査や、設備の設置状況の現地確認などを行う場合がありますので、その際にご協力ください。
- (6) この手引きのほか、交付要綱の内容を確認するとともに、提出書類は記載内容を十分に確認した上で提出してください。なお、ホームページに、よくある質問（FAQ）を掲載しています。

《参考》補助金の計算例

1. 高効率空調機器：住宅（個人）の例

- (1) 区 分 家庭用高効率空調機器（エアコン）1台
- (2) 補助対象経費 9.5万円（工事費込・税抜）
- (3) 補 助 金 額 $9.5\text{万円} \times 1/2 = \underline{4.7\text{万円}} \leq 5\text{万円}$ （上限額）

2. 高効率空調機器：事業所（中小企業者等）の例

- (1) 区 分 業務用高効率空調機器（エアコン）1台
家庭用高効率空調機器（エアコン）1台
- (2) 補助対象経費 70万円（工事費込・税抜）※2台合計の経費
- (3) 補 助 金 額
【省エネ診断に基づく設備改修等の場合】 $70\text{万円} \times 1/2 = \underline{35\text{万円}} \leq 40\text{万円}$ （上限額）
【その他の場合】 $70\text{万円} \times 1/2 = 35\text{万円} \geq \underline{25\text{万円}}$ （上限額）

3. 窓断熱改修の例

- (1) 区 分 高断熱窓改修（はつり工法）一式
- (2) 補助対象経費 30万円（工事費込・税抜）
- (3) 補 助 金 額 $30\text{万円} \times 1/2 = \underline{15\text{万円}} \leq 20\text{万円}$ （上限額）

4. 省エネルギー診断の例

- (1) 区 分 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 補助対象経費 23,500円（税抜）
- (3) 補 助 金 額 $23,500\text{円} \times 10/10 = \underline{23,000\text{円}} \leq 30,000\text{円}$ （上限額）
※補助金額は千円未満切り捨てのため

【問合せ先】

八戸市環境政策課「ゼロカーボン推進補助金担当」
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL：0178-43-9210



市ホームページへの
QRコードはこちら

※要綱・申請書などは市ホームページを
ご覧ください。

八戸市 省エネ補助金

